

議案第 16 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3の備考第1項第1号中「部分」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に改め、同項第2号中「係る部分」を「係る部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に、「部分に」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に改める。

別表第4第1号中

「を「に

231,000円
374,000円
533,000円
657,000円
776,000円
885,000円
1,104,000円

231,000円（当該建築物が認定を受け た建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第29条第3項に規定する他の建築物（ 以下この号及び第3号において「他の建築物 」という。）である場合は、10,000円 ）
374,000円（当該建築物が他の建築物 である場合は、28,000円）
533,000円（当該建築物が他の建築物 である場合は、82,000円）
657,000円（当該建築物が他の建築物 である場合は、130,000円）
776,000円（当該建築物が他の建築物 である場合は、164,000円）
885,000円（当該建築物が他の建築物 である場合は、205,000円）
1,104,000円（当該建築物が他の建

建築物である場合は、287,000円)

改め、同表第3号中

「を「に

231,000円
374,000円
533,000円
657,000円
776,000円
885,000円
1,104,000円

231,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円）
374,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円）
533,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円）
657,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円）
776,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円）
885,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円）
1,104,000円（当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円）

改め、同表の備考第1項第4号中「部分」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に改め、同項第5号中「係る部分」を「係る部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に、「部分に」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に改め、同項第6号中「の床面積」を「（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）の床面積」に改め、同表の備考中第5項を第6項とし、同表の備考第4項中「に規定する」を「又は同号イ（3）及び同号ロ（3）に規定する」に改め、同項を同表の備考第5項とし、同表の備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合又は認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をする場合の審査に係る建築物の数が1を超えるときにおける手数料の額は、当該建築物ごとに算定する手数料の額を合算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。